

岐阜県医師信用組合の現況 2025



竜神の滝@Yuta.Kawahara(写真提供(一社)岐阜県観光連盟)

岐阜県医師信用組合

〒500-8384

岐阜市藪田南3丁目5番11号

TEL (0 5 8) 2 7 4 - 1 1 1 8

FAX (0 5 8) 2 7 4 - 9 0 5 7

URL <https://www.gifuisin.shinkumi.jp/>

組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

本年も、ここに当組合の現況(令和6年度第60期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

岐阜県医師信用組合は、設立以来、岐阜県下の医療業界における相互扶助の精神に基づいて、組合員とともに歩んで参りました。組合員の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、組合基本方針であります「堅実経営」に徹し、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。



令和7年7月
岐阜県医師信用組合
理事長／河合直樹

事業方針

■基本方針

組合員の相互扶助を目的として、中小企業等協同組合法により昭和41年に設立され、医業に携わる方の資金繰り・金融面の不便解消を通して地域社会に貢献することを理念としています。

■経営方針

[堅実経営] 協同組織の金融機関として、「堅実経営」を第一義とし、安定的な収益確保、自己資本の充実を図り、地道に発展することを目指していきます。

[取引先の増加] 当組合の活動は岐阜県内の多くの医業従事者との取引を目標としており、取引先の増加は組合の事業基盤を拡充するために重要であり、県下の全開業医との取引を目指していきます。

[組合員へのサービス] 迅速な対応、利便性において、「取り引きしやすい」窓口を目標に、組合員から「頼りになる」金融機関を目指していきます。

令和6年度 経営環境・事業概況

令和7年度の景気も緩やかな持ち直し基調を維持し、前年比+1.2%以上のプラス成長が続くものと予想されますが、これまで以上に下振れリスクへの目配りが必要とも予想されます。

景気のプラス要因としては、今年度の春闘でも高い賃上げの達成が見込まれ、年度後半にかけて物価上昇圧力が徐々に落ち着いてくると合わせ、消費者マインドも徐々に持ち直し、個人消費の増加基調が維持されるものと思料されます。一方、円安、天候不順、人件費や物流コストの増加などによって物価上昇圧力が強い状態が続けば、消費支出が抑制される懸念があるほか、米国および中国など海外経済の減速、人手不足による供給制約といったマイナス材料が強まることで、景気の持ち直しの勢いが弱まり、中でも米国のトランプ大統領の政策による影響が不確定要素であり、関税引き上げ、米中の貿易摩擦の再燃、地政学リスクの高まりなどによって世界経済が悪化すれば、国内景気も失速するリスクが懸念されます。

他方、金利環境に目を転じてみますと、日銀は、令和7年1月23日の決定会合で、景気が見通しに沿って緩やかに回復し、無担保コールレート(オーバーナイト物)の目標水準を0.5%に引き上げました。金融政策は、今後も景気、物価動向をにらみつつ、引き締め方向の修正のタイミングが図られるでしょうが、実際には米国が利下げを継続している中で、利上げを実施することは難しく、修正のペースは緩やかなものにとどまると考えられます。長期金利において、金融引き締めが実施されることは上昇要因ではありますが、米国金利が低下に向かう中では、上昇ペースは緩やかにとどまると考えられ、長短金利とも上昇幅は小幅にとどまり、景気を悪化させる要因にはならないものと予想されます。なお、当組合でも預金金利の引上げを行い、市中の金融機関を上回る設定といたしました。

しかしながら、利上げ後においても緩やかな金融環境が継続することに変わりなく、金融機関間の厳しい競争は継続しています。加えて、マネロン・テロ資金供与対策やサイバー攻撃対策など、金融を取り巻く事案への対応も必須であります。こうした環境の中、本年度は創立60周年の節目を迎えます。本来業務である良質な金融サービスを提供することが医業事業業域信用組合としての責務であることに立ち返り、ニーズの高い新商品の設定や従来からある融資商品の見直し、さらにキャンペーンや各種運動によるニーズの掘り起こし等、より親身になった顧客本位でかつ良質な金融サービスを提供する施策を実施してまいります。

このような状況下で、当組合の令和7年3月期の預金残高は関連団体の会館建設資金の支払や相続関連の資金流出、コロナ禍で滞留していた預金流出などにより、前年比6億31百万円減少の430億76百万円となりました。一方、貸出金残高は開業資金や大型住宅ローン案件など金利上昇前の駆け込み的な需要により、43億71百万円と前年比4億23百万円の増加となりました。

収益面では、有価証券や預け金による積極的な運用により、資金運用収益が前年比5百万円増収となりましたが、新会館への引越し関連費用や建物賃借料等の経費増加42百万円により、当期利益は前年比29百万円減少となりましたものの、経営計画を上回る76百万円を計上いたしました。これも組合員の先生方のご支援の賜物と役職員一同深く感謝いたしております。

令和7年度につきましても、先生方のお役にたつ金融機関を理念として、引き続き「堅実経営」に徹して参りますので、一層のご愛顧、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

組合員の中から組合員の代表となる総代を選出し、総会に代わる総代会(原則年1回開催)に出席して信用組合の重要事項を議決します。

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を信用組合の経営に反映する重要な役割を担っております。総代会において発言権及び議決権を有し、役員の選出、決算の承認、定款の変更など、信用組合の重要事項を議決する総代会は組合の最高意思決定機関であります。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代選挙規程に基づき、岐阜県内の23の選挙区に組合員割で総代定数を定め、各選挙区ごとに選挙又は推薦により選出され、任期は2年となっています。

■総代会の決議事項等の議事概要

第60期通常総代会は、令和7年6月8日(日)午後1時30分より、岐阜県医師会館1階大会議室にて、理事、総代の出席で開催されました。理事長挨拶に続き、議長を選出後、第60期の事業内容の報告、議案審議となりました。

(議決事項)

第1号議案 「第60期貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案」承認の件

第2号議案 「第61期事業計画及び収支予算案」承認の件

第3号議案 「令和7年度借入金額の最高限度額」承認の件



■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和7年7月1日現在)

選挙区			総定数	総代数	総代氏名(敬称略)															
岐阜 地区	1	岐阜市	31	31	石山 俊次 ^⑩ 山賀 寛 ^⑤ 今泉 松久 ^② 佐久間 仁 ^⑥ 加藤 純大 ^①	石村 耕二 ^⑩ 大庭 敏夫 [◆] 石原 恒明 ^⑩ 杉山 恵一 ^⑩ 建部 英春 ^①	中谷 圭 ^⑧ 佐々木 稔 ^⑤ 和泉 孝治 ^⑧ 田尻下孝夫 ^⑧ 名田 匡利 ^①	足立 佳代子 ^⑥ 大野 元 ^⑥ 江崎 俊夫 [◆] 中谷 明美 ^④	村木 敬行 ^⑦ 服部 有博 ^② 葛西 哲宏 ^⑤ 中根 康雄 ^⑤	高木 寛治 ^⑩ 川上 太郎 ^② 葛西 正好 ^⑦ 服部 素子 ^⑤	飯沼 順平 ^⑨ 川出 尚史 ^② 鬼頭 秀明 ^⑦ 宮崎 千恵 [◆]									
	2	各務原市	8	8	宇治 正二 ^⑥ 竹内 美征 ^②	永井 弘文 ^③	加川 憲作 ^⑤	平野 良尚 ^④	小林 由季 ^④	加藤 雅也 ^②	細江 伸央 ^②									
	3	羽島郡	4	4	美濃輪博英 ^⑧	伊藤 康 ^④	赤座 壽 ^③	市橋 亮一 ^①												
	4	羽島市	3	3	黒田 淳 ^⑧	河村 英博 ^④	河合 清隆 ^③													
	5	もとす	5	5	黒川 昌栄 ^④	伊藤 慎一 ^④	中島 和也 ^②	白木 仁 ^②	佐竹 真一 ^①											
	6	山県	2	2	二ノ宮三生 ^⑨	新井 正 ^②														
	7	岐阜大学	0	0																
西 濃 地区	8	大垣市	10	10	加藤 悟司 ^⑧ 西尾 浩志 ^③	安田東始哲 ^⑤ 森 俊治 ^③	竹中 清之 ^⑤ 稲川俊太郎 ^①	羽部 仁 ^⑤	井原 頌 ^⑤	平松 哲 ^④	馬淵 信行 ^④									
	9	海津市	2	2	河合 淳 ^④	可知 宏隆 ^①														
	10	養老郡	2	2	半田 嘉久 [◆]	川崎 浩伸 ^①														
	11	不破郡	2	2	多賀 真 [◆]	不破 義之 [◆]														
	12	安八郡	2	2	石田 範香 ^⑥	西脇 慶治 ^①														
	13	揖斐郡	3	3	河瀬 晴彦 ^⑤	村瀬 賢治 ^④	高橋 治樹 ^①													
中 濃 地区	14	武儀	4	4	高井 昭裕 ^⑦	松原 茂規 ^④	大高 克彦 ^③	真鍋 孔透 ^①												
	15	郡上市	2	2	林 淳弘 ^⑨	上村 修一 ^②														
	16	加茂	5	5	佐々木裕茂 ^⑨	日江井 賢 ^⑨	岩永 耕一 ^⑥	林 宏史 ^②	佐藤 哲也 ^①											
	17	可児	4	4	堀澤 俊雅 [◆]	田原 士朗 ^③	可児 卓朗 ^②	安田 勝彦 ^②												
東 濃 地区	18	多治見市	4	4	三島 吾朗 [◆]	安藤 広幸 ^⑤	後藤 達彦 ^③	三島 直也 ^③												
	19	土岐	5	5	江口 研 ^⑤	山口 浩一 ^④	野田 和也 ^④	田伏 英晶 ^④	古積 晃 ^③											
	20	恵那	4	4	服部 愛弘 ^④	安部 俊一 ^②	西尾 実 ^①	弓倉 宏志 ^①												
飛騨 地区	21	高山市	4	4	武藤 利茂 ^④	周 信夫 ^④	久金 誠 ^③	佐守 友実 ^①												
	22	下呂市	2	2	奥村 昇司 ^③	近藤 史郎 ^①														
	23	飛騨市	2	2	江尻 倫昭 ^⑤	紺田 応子 ^⑤														
合 計			110	110																

(敬称略、順不同)

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が10回を超えている場合は◆で表示しております。

(注3) 岐阜地区の岐阜大学選挙区は、組合員割で総代定数が0名のため、総代氏名は選出しておりません。



貸借対照表

(単位：千円)

[illegible]

科 目	金 額	
(負債の部)	令和5年度	令和6年度
預 金 積 金	43,708,205	43,076,581
普 通 預 金	17,280,270	17,337,282
定 期 預 金	25,863,863	25,293,138
定 期 積 金	543,972	446,160
そ の 他 の 預 金	20,100	0
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	79,955	68,422
未 払 費 用	19,242	27,432
給 付 補 填 備 金	599	432
未 払 法 人 税 等	55,867	35,431
前 受 収 益	735	1,283
払 戻 未 済 金	1,282	2,022
そ の 他 の 負 債	2,229	1,820
賞 与 引 当 金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	31,578	33,993
役員退職慰勞引当金	21,292	22,787
特別法上の引当金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	—	—
負 債 の 部 合 計	43,841,032	43,201,784
(純資産の部)		
出 資 金	74,882	74,718
普 通 出 資 金	74,882	74,718
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	4,943,778	5,016,149
利 益 準 備 金	74,724	74,882
その他利益剰余金	4,869,054	4,941,267
特 別 積 立 金	4,735,300	4,845,300
(うち目的積立金)	(200,000)	(—)
当期末処分剰余金	133,754	95,967
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	5,018,660	5,090,867
その他有価証券評価差額金	△763,778	△1,751,436
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△763,778	△1,751,436
純 資 産 の 部 合 計	4,254,882	3,339,430
負債及び純資産の部合計	48,095,914	46,541,215

貸借対照表の注記事項

1. 以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外については時価法（売却価格は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物

50年

その他

4年～15年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てることとなっておりますが、当組合は過去の貸倒実績がないことより、税法基準であります1000分の3.00によっております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署において資産査定を実施し、その査定結果により上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
- 年金資産の額

249,416百万円

年金財政計算上の数理債務の額

211,033百万円

差引額

38,382百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（令和5年4月分～令和6年3月分） 0.071%
7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
8. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
95百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 17百万円
10. 貸出金のうち、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権は、いずれもありません。
11. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両についてリース契約により使用しています。
12. 担保に提供している資産は、次の通りであります。
- 担保提供している資産

預け金

1,000百万円

有価証券

なし

担保資産に対応する債務

借入金

なし
- 上記のほか、為替決済保証金として全信組連へ定期預け金1,000百万円を担保提供しております。
13. 出資1口当たりの純資産額 89,387円58銭
14. 金融商品に関する事項
- (1) 金融商品の状況に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券、貸出金等があり、信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一

方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。また、有価証券については、発行体の信用リスクに関して信用情報や時価の把握を定期的に行い、理事会、常務会へ報告、協議しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。金利感応度分析によるモニタリングを行い、理事会、常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会で定めた有価証券運用計画に基づき、資金運用規程、有価証券運用規程に従い行われております。

(iv) 市場リスクにかかる定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券等の市場リスク量をVaRにより月次で計測管理しております。

当組合では、当組合のVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99％、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計額）は、全体で1,389百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

流動性リスクについては、ALMを通して、資金管理を行い、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち、貸出金、預け金、預金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位:百万円）

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	12,834	12,814	△19
(2) 買入金銭債権	100	100	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	470	△29
その他有価証券	27,096	27,096	—
(4) 貸出金	4,371		
貸倒引当金（*1）	△12		
小計	4,358	4,372	13
金融資産計	44,889	44,853	△35
(1) 預金積金			
流動性預金	17,337	17,337	—
固定性預金	25,739	25,635	△104
金融負債計	43,076	42,972	△104

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定に用いた評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については残存期間が短期間であり、帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格または取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、取引証券会社から提示された価格、株式は取引所の価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。なお、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権はありません。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価としてみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
全信組連出資金	42百万円

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」のほか「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

〈時価が貸借対照表計上額を超えるもの〉

該当する有価証券はありません。

〈時価が貸借対照表計上額を超えないもの〉

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
地 方 債	200百万円	190百万円	△9百万円
社 債	100百万円	94百万円	△5百万円
そ の 他	200百万円	185百万円	△14百万円
合 計	500百万円	470百万円	△29百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

〈貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの〉

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	616百万円	599百万円	17百万円
地 方 債	1,105百万円	1,095百万円	10百万円
社 債	2,012百万円	1,999百万円	12百万円
そ の 他	1百万円	1百万円	1百万円
小 計	3,734百万円	3,694百万円	39百万円

〈貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの〉

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	0百万円	0百万円	1百万円
国 債	1,379百万円	1,685百万円	△306百万円
地 方 債	3,329百万円	3,693百万円	△363百万円
社 債	17,237百万円	18,854百万円	△1,616百万円
そ の 他	1,415百万円	1,600百万円	△184百万円
小 計	23,362百万円	25,832百万円	△2,470百万円
合 計	27,096百万円	29,527百万円	△2,430百万円

17. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	1百万円	1百万円	714百万円	1,281百万円
地 方 債	1百万円	1,304百万円	1,452百万円	1,877百万円
社 債	600百万円	3,735百万円	6,493百万円	8,519百万円
そ の 他	99百万円	481百万円	657百万円	218百万円
合 計	700百万円	5,521百万円	9,318百万円	11,897百万円

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
301百万円	1百万円	1百万円

20. 保有目的を変更した有価証券はありません。

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

繰延資産損金算入限度額超過額	50千円
減価償却損金算入限度額超過額	1千円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	9,501千円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	6,369千円
未払事業税	1,443千円
その他	636千円
その他有価証券評価差額金	679,426千円
繰延税金資産合計	697,425千円
繰延税金負債	1千円
繰延税金資産の純額	697,425千円

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	353,040	348,169
資 金 運 用 収 益	340,231	345,330
貸 出 金 利 息	35,601	34,988
預 け 金 利 息	22,009	32,149
有価証券利息配当金	275,784	274,312
その他の受入利息	6,836	3,878
役務取引等収益	427	486
受入為替手数料	361	361
その他の役務収益	66	124
そ の 他 業 務 収 益	12,303	2,214
国債等債券売却益	11,438	—
国債等債券償還益	96	1,298
その他の業務収益	768	916
そ の 他 経 常 収 益	77	138
貸倒引当金戻入益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	77	138
経 常 費 用	194,478	243,251
資 金 調 達 費 用	34,919	48,390
預 金 利 息	34,372	47,898
給付補填備金繰入額	547	492
借 用 金 利 息	—	—
役務取引等費用	2,819	3,744
支払為替手数料	388	438
その他の役務費用	2,430	3,305
そ の 他 業 務 費 用	10,570	1,215
国債等債券売却損	10,570	1,172
国債等債券償還損	—	43
その他の業務費用	—	—
経 費	143,227	185,768
人 件 費	84,474	83,385
物 件 費	58,195	101,801
税 金	557	581
そ の 他 経 常 費 用	2,942	4,133
貸倒引当金繰入額	202	1,305
その他の経常費用	2,740	2,828
経 常 利 益	158,561	104,917

科 目	令和5年度	令和6年度
特 別 利 益	33	—
その他の特別利益	33	—
特 別 損 失	12,676	—
固定資産処分損	1,491	—
固定資産減損損失	11,185	—
税引前当期純利益	145,918	104,917
法人税、住民税及び事業税	43,000	23,000
法 人 税 等 調 整 額	△3,692	5,086
法 人 税 等 合 計	39,307	28,086
当 期 純 利 益	106,611	76,830
繰越金(当期首残高)	27,143	19,136
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金	133,754	95,967

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2.令和6年度出資1口当りの当期純利益2,022円51銭



経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	133,754	95,967
積立金取崩額	200,000	—
剰余金処分数額	314,618	95,967
利益準備金	158	—
普通出資に対する配当金	4,460	4,445
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
特別積立金	310,000	70,000
記念行事積立金	—	—
新本店建設積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	19,136	21,521

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	84,474	83,385
報酬給料手当	69,295	67,689
退職給付費用	5,899	5,336
その他	9,278	10,359
物 件 費	58,195	101,801
事務費	24,352	34,478
固定資産費	13,773	43,648
事業費	10,190	10,785
人事厚生費	414	500
有形固定資産償却	2,412	5,732
無形固定資産償却	823	306
その他	6,229	6,349
税金	557	581
経費合計	143,227	185,768

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	340,231	345,330
資金調達費用	34,919	48,390
資金運用収支	305,312	296,939
役務取引等収益	427	486
役務取引等費用	2,819	3,744
役務取引等収支	△2,391	△3,258
その他業務収益	12,303	2,214
その他業務費用	10,570	1,215
その他の業務収支	1,733	999
業務粗利益	304,653	294,680
業務粗利益率	0.62 %	0.61 %
業務純益	161,223	107,607
実質業務純益	161,425	108,912
コア業務純益	160,461	108,829
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	171,031	108,829

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	427	486
受入為替手数料	361	361
その他の受入手数料	51	92
その他の役務取引等収益	14	31
役務取引等費用	2,819	3,744
支払為替手数料	388	438
その他の支払手数料	87	87
その他の役務取引等費用	2,343	3,218

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	5,121	5,098
支払利息の増減	△77	13,470

- (注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,014,200	5,086,421
うち、出資金及び資本剰余金の額	74,882	74,718
うち、利益剰余金の額	4,943,778	5,016,149
うち、外部流出予定額 (△)	4,460	4,445
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11,652	12,958
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,652	12,958
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,025,853	5,099,379
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,234	2,011
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,234	2,011
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,234	2,011
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,023,618	5,097,367
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,868,347	18,507,125
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	567,649	457,790
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	19,435,996	18,964,916
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	25.84%	26.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	364,923	349,918	337,173	353,040	348,169
経 常 利 益	153,413	156,219	157,526	158,561	104,917
当 期 純 利 益	114,419	116,071	118,736	106,611	76,830
預 金 積 金 残 高	39,870,940	42,153,046	43,958,914	43,708,205	43,076,581
貸 出 金 残 高	4,258,357	3,910,463	3,822,298	3,948,382	4,371,545
有 価 証 券 残 高	28,497,545	29,450,109	29,270,252	28,983,320	27,596,761
総 資 産 額	46,795,689	48,349,899	48,592,817	48,095,914	46,541,215
純 資 産 額	5,350,903	5,144,824	4,498,761	4,254,882	3,339,430
自己資本比率(単体)	29.00 %	26.80 %	26.25 %	25.84 %	26.87 %
出 資 総 額	73,688	74,192	74,724	74,882	74,718
出 資 総 口 数	36,844 □	37,096 □	37,362 □	37,441 □	37,359 □
出資に対する配当金	4,414	4,381	4,442	4,460	4,445
職 員 数	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目		年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定		5 年 度	48,804 百万円	340,231 千円	0.69 %	
		6 年 度	47,692	345,330	0.72	
	う ち	5 年 度	4,038	35,601	0.88	
	貸 出 金	6 年 度	3,988	34,988	0.87	
	う ち	5 年 度	14,235	22,009	0.15	
	預 け 金	6 年 度	13,436	32,149	0.23	
	う ち	5 年 度	30,289	275,784	0.91	
	有 価 証 券	6 年 度	30,117	274,312	0.91	
	資 金 調 達 勘 定		5 年 度	44,193	34,919	0.07
			6 年 度	43,429	48,390	0.11
う ち		5 年 度	44,193	34,919	0.07	
預 金 積 金		6 年 度	43,429	48,390	0.11	
う ち		5 年 度	—	—	—	
譲 渡 性 預 金		6 年 度	—	—	—	
う ち		5 年 度	—	—	—	
借 用 金		6 年 度	—	—	—	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度14百万円、6年度12百万円)を、控除して表示しております。

オフバランス取引の状況

当組合には該当ございません

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.32	0.21
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.21	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

先物取引の時価情報

当組合には該当ございません

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.69	0.72
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.40	0.53
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.29	0.19

(注) 1. 資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

当組合には該当ございません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当組合には該当ございません

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	200	190	△9
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100	99	△0	100	94	△5
	そ の 他	100	97	△2	200	185	△14
	小 計	200	196	△3	500	470	△29
合 計		200	196	△3	500	470	△29

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	648	599	49	616	599	17
	地 方 債	2,984	2,899	84	1,105	1,095	10
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,917	5,790	126	2,012	1,999	12
	そ の 他	100	100	0	—	—	—
	小 計	9,650	9,390	260	3,734	3,694	39
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	株 式	0	0	—	0	0	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,418	1,585	△167	1,379	1,685	△306
	地 方 債	1,441	1,592	△150	3,329	3,693	△363
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	14,606	15,464	△857	17,237	18,854	△1,616
	そ の 他	1,665	1,800	△134	1,415	1,600	△184
	小 計	19,132	20,442	△1,310	23,362	25,832	△2,470
合 計		28,783	29,832	△1,049	27,096	29,527	△2,430

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	—	—
全 信 組 連 出 資 金	42	42
合 計	42	42

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

満期保有目的の金銭の信託

当組合には該当ございません

その他の金銭の信託

当組合には該当ございません

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	11,438	—
国債等債券償還益	96	1,298
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	768	916
その他業務収益合計	12,303	2,214

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末) 9.03	10.14
	(期中平均) 9.13	9.18
預 証 率	(期 末) 66.31	64.06
	(期中平均) 68.53	69.34

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	5,463	5,384
職員1人当りの貸出金残高	493	546



資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	17,441	39.46	16,965	39.06
定 期 性 預 金	26,751	60.53	26,464	60.93
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	44,193	100.00	43,429	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	21,501	49.19	21,521	49.96
法 人	22,206	50.80	21,555	50.03
一 般 法 人	22,206	50.80	21,555	50.03
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	43,708	100.00	43,076	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	25,863	25,293
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	25,863	25,293

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	61	1.51	51	1.29
証 書 貸 付	3,976	98.48	3,936	98.70
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	4,038	100.00	3,988	100.00

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,440	8.05	2,197	7.29
地 方 債	4,585	15.13	4,789	15.90
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	21,177	69.91	21,324	70.80
株 式	0	0.00	0	0.00
外 国 証 券	1,813	5.98	1,606	5.33
そ の 他 の 証 券	273	0.90	199	0.66
合 計	30,289	100.00	30,117	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	令和5年度末	—	—	648	1,418	—	2,066
	令和6年度末	—	—	714	1,281	—	1,996
地 方 債	令和5年度末	100	930	1,020	2,374	—	4,426
	令和6年度末	—	1,304	1,452	1,877	—	4,634
短期社債	令和5年度末	—	—	—	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	令和5年度末	702	3,527	5,896	10,498	—	20,624
	令和6年度末	600	3,735	6,493	8,519	—	19,350
株 式	令和5年度末	—	—	—	—	0	0
	令和6年度末	—	—	—	—	0	0
外国証券	令和5年度末	199	299	955	245	—	1,700
	令和6年度末	99	481	657	218	—	1,457
その他の証券	令和5年度末	—	—	—	—	165	165
	令和6年度末	—	—	—	—	157	157
合 計	令和5年度末	1,002	4,757	8,520	14,537	165	28,983
	令和6年度末	700	5,521	9,318	11,897	157	27,596

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構 成 比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和5年度末	49	1.25
	令和6年度末	40	0.93
有 価 証 券	令和5年度末	—	—
	令和6年度末	—	—
動 産	令和5年度末	—	—
	令和6年度末	—	—
不 動 産	令和5年度末	2,031	51.43
	令和6年度末	2,329	53.29
そ の 他	令和5年度末	—	—
	令和6年度末	—	—
小 計	令和5年度末	2,080	52.69
	令和6年度末	2,370	54.23
信用保証協会・信用保険	令和5年度末	40	1.01
	令和6年度末	40	0.91
保 証	令和5年度末	1,673	42.38
	令和6年度末	1,784	40.82
信 用	令和5年度末	154	3.90
	令和6年度末	176	4.02
合 計	令和5年度末	3,948	100.00
	令和6年度末	4,371	100.00

資 金 運 用

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 貸 出	40	40
変 動 金 利 貸 出	3,908	4,331
合 計	3,948	4,371

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
貸 出 金 償 却 額	—	—

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	97	14.31	133	15.86
住 宅 ロ ー ン	585	85.68	709	84.13
合 計	683	100.00	843	100.00

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	11,652	202	12,958	1,306
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金 合 計	11,652	202	12,958	1,306

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,100	53.20	2,326	53.21
設 備 資 金	1,847	46.79	2,045	46.78
合 計	3,948	100.00	4,371	100.00

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、 福 祉	2,566	65.00	2,718	62.20
そ の 他 の サ ー ビ ス	40	1.02	26	0.61
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	2,607	66.02	2,745	62.81
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人（ 住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等 ）	1,341	33.97	1,625	37.18
合 計	3,948	100.00	4,371	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
正 常 債 権	令和5年度	3,948				
	令和6年度	4,372				
合 計	令和5年度	3,948				
	令和6年度	4,372				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。



経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

・基本方針

当組合は組合員の相互扶助を基本理念とし、金融面で組合員の医業経営に関する事業の発展に貢献すると同時に、地域の発展に貢献することを目的として、その社会的使命と責任を全うするため「倫理綱領」を定めています。

・運営体制

当組合では、法令遵守(コンプライアンス)基本方針に沿って、業務を遂行するうえで、役職員が遵守すべく規範として「倫理規程」を定めています。こうした「倫理綱領」及び「倫理規程」を当組合に根付かせるため、役職員へ「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、勉強会等を通じて常にコンプライアンスを意識し、行動できるように努めています。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置づけ、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに岐阜県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は理事及び監事を言います。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、退職慰労金の支払いに関して支給対象者、支給額の算定方法を規程等で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

対象役員に対する報酬等・・・支払総額18百万円

注1. 対象役員に該当する理事は27名、監事は3名です。

●対象職員等

令和6年度において、報酬体系の開示対象となる対象職員等に該当する者はいませんでした。当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

経 営 内 容

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足頂けるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出下さい。

＊苦情等とは、当組合との取引に関する照会・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

【窓口：岐阜医師信用組合業務部】（電話：058-274-1118）

受 付 日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、上記窓口にお申し付けください。また、当組合ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.gifuisin.shinkumi.jp/>

●紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記岐阜県医師信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

【窓口：東海地区しんくみ苦情等相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く）

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

電 話：052-451-2110

住 所：〒453-0015 名古屋市中村区椿町3番21号（信用組合会館4階）

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・CVAリスクに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況により、当組合の保有資産の価値が消滅ないし減少することにより損失を被るリスクをいいます。当組合では、貸出金や有価証券等がリスクの対象となります。
管 理 体 制	当組合では信用リスクを当組合が管理すべき最重要なリスクとして捉え、管理部署を業務部とし、定期的なモニタリングを実施しています。その結果については、常務会、理事会へ報告する態勢となっております。当組合の理念である「堅実経営」を推進する上で、審査体制、内部監査体制、ALMを通してリスク管理を徹底しています。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、標準的手法を採用しています。また、業域の信用組合という特殊性から一業態に対する与信集中や大口与信先に対するシェアは比較的高水準にありますが、厳格な自己査定による債務者区分管理に努めております。
■貸倒引当金の計算基準 当組合で定めている「自己査定基準」及び「償却・引当基準」により、実施しています。令和7年3月末は貸倒実績がないため、税法基準で計上しました。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 当組合では、リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は、JCR、R&I、Moody's、S&Pの4社としています。	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとに、格付機関の使い分けは行っておりません。	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 信用リスクの削減手法とは、当組合が抱える信用リスクを軽減化するために行う措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保が該当します。当組合では、過度な担保や保証に依存しないように、申込人の返済面や将来性等十分に審査できる態勢としており、保証人や担保が必要な場合は、申込人に十分に理解、納得をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。	
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当事項はありません。	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

●CVAリスクに関する事項

該当事項はありません

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、業務のプロセス、役職員の活動、システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外生的事象により損失を被るリスクとしています。さらに、風評等により業務面に損失を被るリスクについても、このリスクに含めています。
管 理 体 制	それぞれのリスクに基づき基本方針を定め、役職員が業務上のルールを遵守し、事務指導、研修を通じて、整備された事務体制と相互牽制のために事務検査や内部監査を実施しております。また、システムにおきましても、定期的な点検やセキュリティスタンダード(安全基準)に基づき、安全稼働及び情報漏洩防止、災害時に十分対処できるように整備に努めています。
評 価 ・ 計 測	当組合は、標準的手法を使用しています。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法 当組合では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「標準的手法」を使用しております。「標準的手法」では、オペレーショナル・リスク相当額を事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じて算出します。また、BICの額は、事業規模指標(BI)にBIの額に応じた掛目(12%、15%、18%)を乗じて算出します。	

経 営 内 容

■BIの算出方法

BIの額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示305条に定められた方法に基づき算出しております。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	上場株式、非上場株式、出資証券、株式関連投資信託が該当しますが、当組合では全国信用組合連合会、信組情報サービス、商工中金への出資および株式関連投資があります。
管 理 体 制	決算書等による財務内容の把握に基づき自己査定を実施しております。
評 価 ・ 計 測	問題となる事象は見当りません。

●金利リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	当組合では、金利リスクを「金利変動により、資産の経済的価値が損失を被るリスク」としております。
管 理 体 制	業務部を主管部署として、モニタリング、分析等を実施しています。金利リスク管理に関する重要事項は理事会で決定し、毎月のモニタリング、分析結果は、理事会、常務会へ報告する体制としています。
評 価 ・ 計 測	IRRBB基準で計測しています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク・ラダー方式により計測しており、金利ショックシナリオは3シナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化）を用いて、銀行勘定全体（金利感應資産、負債は、預金、貸出金、有価証券、預け金）を対象としています。また、行動性オプションについては、コア預金は過去5年間の要求払預金月末残高を対象に、現残高の50%とし、固定金利貸出の期限前返済は金融庁設定値3%を、定期預金の早期解約も金融庁設定値34%の保守的な前提に基づいた数値を採用しております。

- (注) 1.金利リスク・ラダー方式とは、商品別、期間別に分けて、平均レートを算出した表に基いた方式です。期間については、金利更改時期としております。
2.金利ショックシナリオは通貨毎に上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオを用います。
3.コア預金とは、明確な金利改定時期がなく、預金者の要求により随時払出される預金のうち、払い出されことなく、長期間、金融機関に滞留する預金のことです。
4.固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金利変動による顧客の動向が経済合理性のみに基づかない行動変化としてキャッシュフローに与える影響も考慮する必要がありますが、これらの行動オプションが十分なデータとして蓄積されて実績値を計算することが困難なため、保守的な前提として設定された金融庁の設定値を採用いたしております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,903	2,173	70	60
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,682	1,962		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,903	2,173	70	60
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,097		5,023	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.20をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	18,868,039	754,721	18,507,125	740,285
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	18,868,039	754,721	18,507,125	740,285
(i) ソブリン向け	449,765	17,990	379,762	15,190
(ii) 金融機関向け	3,538,679	141,547	3,451,026	138,041
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			3,451,026	138,041
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	13,331,774	533,270	7,773,913	310,956
(v) 中小企業等・個人向け	113,097	4,523		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			98,635	3,945
「トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	108,610	4,344		
(viii) 不動産取得等事業向け	600,000	24,000		
(ix) 不動産関連向け			269,588	10,783
自己居住用不動産等向け			269,588	10,783
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			5,542,601	221,704
(xi) 三月以上延滞等	—	—		
(xii) 延滞等向け			—	—
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	100	4		
出資等のエクスポージャー	100	4		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			100	4
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	42,400	1,696	42,400	1,696
(xix) その他	683,611	27,344	949,095	37,963
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	567,649	22,705	457,790	18,311
BI			305,193	
BIC			36,623	
ハ. オフバランス項目	307	12		
二. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	19,435,996	777,439	18,964,916	758,596

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i) ～ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には○○、○○、○○…が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

15ページをご覧ください。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：千円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
国 内	47,069,067	46,703,598	3,948,382	4,371,545	28,232,855	28,427,624	—	—	—	—
国 外	1,800,043	1,600,000	—	—	1,800,043	1,600,000	—	—	—	—
地 域 別 合 計	48,869,111	48,303,598	3,948,382	4,371,545	30,032,899	30,027,624	—	—	—	—
製 造 業	4,485,525	4,485,008	—	—	4,485,525	4,485,008	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	298,408	298,533	—	—	298,408	298,533	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,993,915	2,894,541	—	—	2,993,915	2,894,541	—	—	—	—
情 報 通 信 業	300,000	300,000	—	—	300,000	300,000	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	1,998,602	2,098,731	—	—	1,998,602	2,098,731	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	1,100,000	900,000	—	—	1,100,000	900,000	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	18,870,658	17,713,111	—	—	4,880,459	4,878,838	—	—	—	—
不 動 産 業	1,900,619	1,800,568	—	—	1,900,619	1,800,568	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	2,566,620	2,718,927	2,566,620	2,718,927	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	40,424	26,936	40,424	26,936	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,675,369	11,971,401	—	—	11,675,369	11,971,401	—	—	—	—
個 人	1,341,338	1,625,682	1,341,338	1,625,681	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,297,630	1,270,155	—	—	400,000	400,000	—	—	—	—
業 種 別 合 計	48,869,111	48,303,598	3,948,382	4,371,545	30,032,899	30,027,624	—	—	—	—
1 年 以 下	13,168,782	10,867,822	84,291	234,421	1,598,745	1,300,000	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	4,310,421	6,202,813	208,853	301,322	2,601,567	3,401,491	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	4,384,908	4,661,228	386,224	270,734	3,898,684	4,390,494	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	4,068,934	4,320,447	377,425	341,324	3,691,509	3,879,122	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	8,127,155	8,257,731	1,548,447	1,369,326	6,378,707	6,688,404	—	—		
10 年 超	13,906,774	12,822,477	1,343,140	1,854,416	11,663,634	10,168,061	—	—		
期間の定めのないもの	204,504	200,922	—	—	200,049	200,049	—	—		
そ の 他	697,630	970,155	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	48,869,111	48,303,598	3,948,382	4,371,545	30,032,899	30,027,624	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」には、現金、投資信託、有形固定資産、無形固定資産等が含まれています。

4. 当組合では、デリバティブ取引は、令和5年度、令和6年度ともございません。また、(注) 1. でご説明しました「その他デリバティブ以外のオフ・バランス取引」について、令和5年度307千円、令和6年度373千円、投資信託でオフ・バランス取引がありますが、上記表には算入しておりません。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	7	—	7	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,349	—	2,349	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	130	—	130	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,988	—	4,988	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	899	—	899	—	89	10.00
我が国の政府関係機関向け	2,900	—	2,900	—	210	7.24
地方三公社向け	898	—	898	—	79	8.88
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,438	—	14,438	—	3,451	23.90
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,438	—	14,438	—	3,451	23.90
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	16,616	—	16,543	—	7,773	46.99
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	131	—	131	—	98	75.00
トラザクタ向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	643	—	643	—	269	41.88
自己居住用不動産等向け	643	—	643	—	269	41.88
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他の不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,295	—	3,295	—	5,542	168.19
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	40	—	40	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	0	—	0	—	0	100.00
合計					17,515	

(注) 1.最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,349	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,988	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	899	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	800	2,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	499	—	—	398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	12,107	—	1,531	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	12,107	—	1,531	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	5,772	—	—	—	—	—	100	—	—	7,088	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	190	48	27	—	—	—	—	—	—	264	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	190	48	27	—	—	—	—	—	—	264	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,815	2,999	—	48,468	48	1,558	—	—	—	100	—	—	7,552	—	—	—

経 営 内 容

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,349
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,988
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	899
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,900
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	898
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100	0	500	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	14,438
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100	0	500	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	14,438
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	100	—	3,482	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,543
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	112	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	643
自己居住用不動産等向け	112	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	643
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	1,797	—	—	—	—	—	1,498	—	—	3,295
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	212	232	500	3,482	—	—	1,797	—	—	—	—	—	1,498	—	—	47,266

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	8,181
10%	—	3,239
20%	4,474	15,191
25%	—	—
30%	—	—
35%	—	310
40%	100	100
50%	9,387	200
70%	—	700
75%	—	154
80%	—	—
85%	—	—
100%	1,197	4,109
150%	—	—
250%	1,498	23
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	16,657	32,211

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	31,890	—	—	31,890
40%～70%	7,865	—	—	7,865
75%	232	—	—	232
80%	500	—	—	500
85%	3,556	—	—	3,482
90%～100%	1,797	—	—	1,797
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	1,498	—	—	1,498
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	47,340	—	—	47,266

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

当組合には該当ございません

●投資家の場合

当組合には該当ございません

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	42	—	42	—
合 計	42	—	42	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売却損益は含まれておりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合には該当ございません

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

国際業務

外国為替取扱高

当組合には該当ございません

外貨建資産残高

当組合には該当ございません

証券業務

公共債引受額

当組合には該当ございません

公共債窓販実績

当組合には該当ございません

経営内容

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月9日

岐阜県医師信用組合

理事長

河合直樹

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

*普通預金

毎月、国保ならびに社保の診療報酬の一部をご指定の金融機関から自動引落により、当組合の口座へご入金させていただいております。

また、ご入用の際は電話受付にて、あらかじめご指定いただきました銀行口座へ、即日振込させていただきます。

*定期預金

スーパー定期預金、期日指定定期預金、大口定期預金(1千万円以上)とご用意し、期間は1ヶ月から3年までとなっており、利息が一番多い預金です。

*積立定期

積み立てた日から満期日までの期間に応じ、スーパー定期預金の利率で計算されます。

*定期積金

1年・2年・3年の中で自由にコースが設定でき、毎月ご指定された日に、預金口座から一定額が振り替えられ、自動的に貯めることができます。資産を増やす、あるいは特別の目的のための積立に最適です。

B. 融資業務

クリニックローンの他に、各種の融資商品を取り揃えており、多くの先生方にご利用いただいております。

*開業ローン

*大型設備専用ローン

*借換専用ローン

*医大入学・進学専用 教育ローン

*住宅ローン

*リフォームローン

*ドクターファンドⅠ

*新規加入者限定「NEO」

*医信フリーローン・マイカーローン

*ドクターフリーローン・サポートローン

*新マイカーローン

C. 内国為替業務

送金為替、当座振込等を取扱っております。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

E. 附帯業務

独立行政法人福祉医療機構、全国信用協同組合連合会の代理貸付業務を取扱っております。

三井住友信託銀行の代理店として「遺言信託」「遺産整理業務」について取り次ぎ業務を行っています。

株式会社十六カードとキャッシュレス決済の顧客紹介業務を行っています。

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
合 計	—	—

手数料一覧

(令和7年3月31日現在)

種 類				料 金
振込	他 行	電信扱	3万円未満	550円
			3万円以上	770円
種 類				料 金
証明書発行手数料	残高証明書	1通	550円	
	融資証明書	1通	無料	
	その他証明書	1通	無料	

*組合員及び組合員の家族につきましては無料としています。

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和5年度末		令和6年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	5,747	10,661	6,390	10,180
	他の金融機関から	2,005	2,068	2,101	1,899
代 金 取 立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

当組合の子会社

当組合には該当ございません

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

地域貢献に関する事項

■地域に貢献する信用組合の経営姿勢

医療業界における業域信用組合であります当組合は、組合員に対する金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護福祉事業の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

■融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設等の新規開設や施設の増改築、あるいは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みに貢献するため、積極的な融資事業を展開して参ります。

■融資残高

令和6年3月末残高	3,948百万円
令和7年3月末残高	4,371百万円

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善及び地域活性化への取組について

■経営支援に関する取組方針

当組合は、岐阜県内の開業医、勤務医の先生方の安定した医療活動と地域医療の発展に貢献していくことを基本理念としています。金融円滑化管理方針では、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的なリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮して行くことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的としています。

■経営支援に関する取り組み状況

当組合は、新規開業、医療機器の購入、運転資金など、融資を通じた金融支援へ積極的に取り組んでいます。また、経営改善、事業承継など各種相談についても、外部専門家のトーマツ、TKCと連携しています。

■貸付条件の変更等の実施状況(過去からの累積)

(単位：件、百万円)

中小企業者		令和7年3月末	
		債権数	金 額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		3	62
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	うち、実行に係る貸付債権	2	12
	うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
	うち、審査中の貸付債権	—	—
	うち、取下げに係る貸付債権	1	50
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	—	—
うち、実行に係る貸付債権	うち、実行に係る貸付債権	—	—
	うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
	うち、審査中の貸付債権	—	—
	うち、取下げに係る貸付債権	—	—

■住宅資金借入者の条件変更等の申出はございません。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	8件	6件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.18%	11.11%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域密着型金融の取組み状況

地域密着型金融の推進について

当組合は、より充実した金融サービスの提供や利便性の向上を目指し、地域医療を金融面での支援を恒久的な目的として地域密着型金融を推進してまいります。

■ライフサイクルに応じた取引先への支援強化として

開業支援をはじめ、先生方が安心して医療従事ができるように、事業支援、事業承継などの経営相談に真摯な対応をしております。

■事業価値を見極める融資手法をはじめ医療機関に適した資金供給手法として

先生方に、将来性を見据えた融資審査を通じて、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資、事業性無担保ローンの取扱をしております。

■地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献として

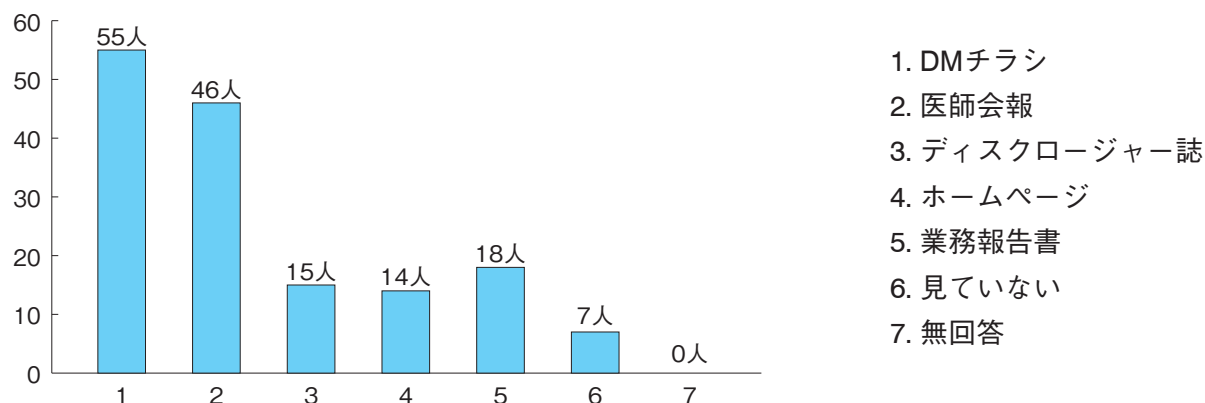
医業に携わる先生方に、融資をはじめ金融サービスの推進が安定した医療活動の継続、地域医療への貢献として捉えております。

利用者満足度アンケート実施結果について

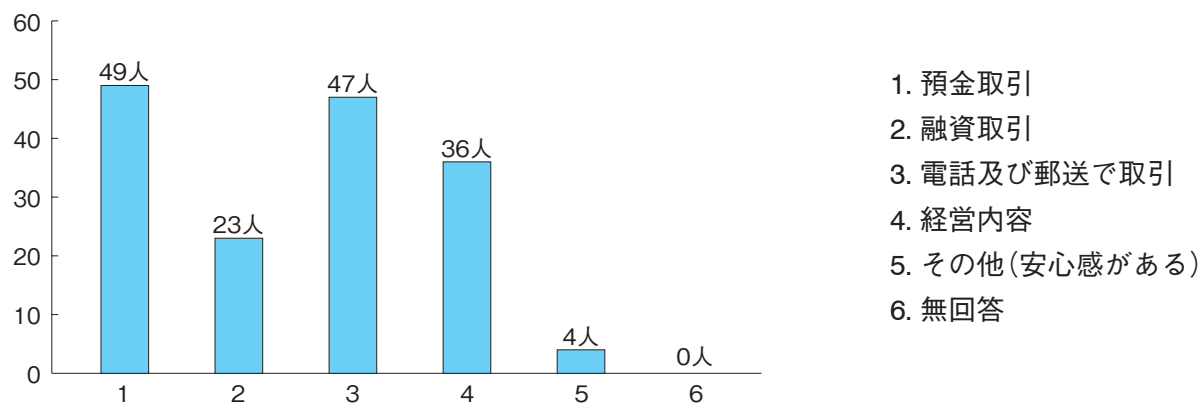
調査実施期間 令和6年9月18日～令和6年10月18日

アンケート対象及び人数 自組合のA会員(130名)・B会員(20名)(回答率50.7%)

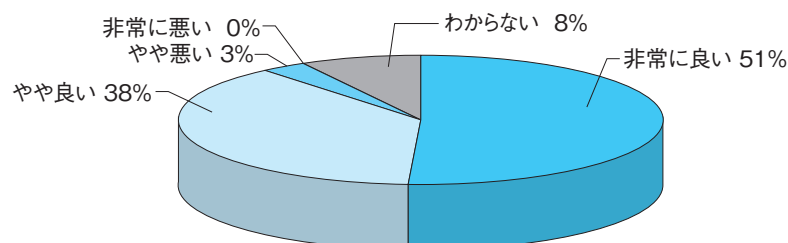
(1) 当組合資料のうちご覧になったことがあるものは何ですか(複数回答可)



(2) 当組合を利用するメリットはどこにあると思われますか(複数回答可)



(3) 当組合にどのような印象をお持ちですか

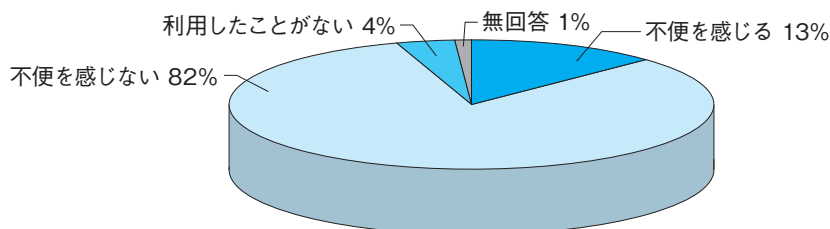


「印象」の内容

経営内容が優れていることは勿論、預金者の立場に立った経営方針に好感が持てる。金利が良い。迅速な対応。他の金融機関より対応が早く助かります。いつも親切丁寧に対応して下さいます。電話対応などいつもとても良いです。

電話で親切に教えて下さる。融資の審査が他の金融機関より早いように感じます。資金移動が電話で迅速にできる。手続きがいつも大変楽で助かっています。対応が丁寧で早い。商品やサービスの質が高いと思われます。

(4) 当組合を利用してご不便を感じることがありますか



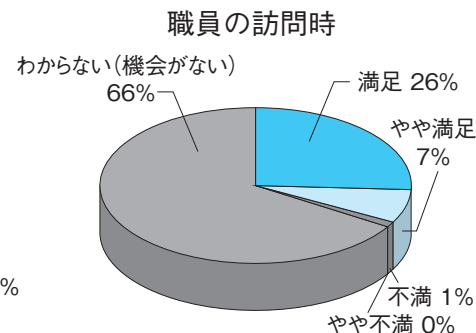
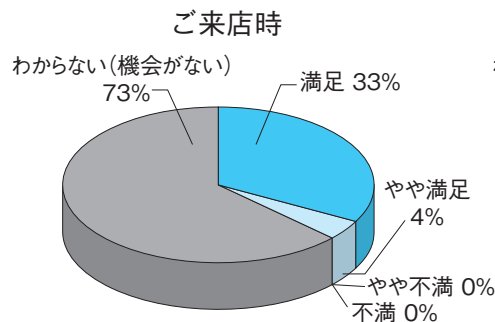
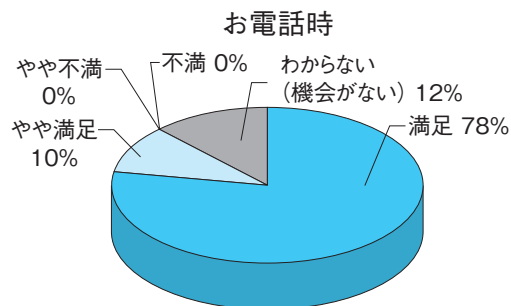
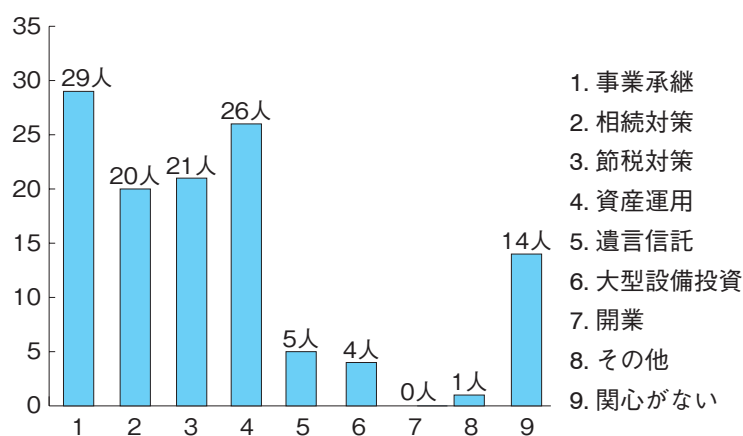
「不便」の内容

通帳が無いので管理し難い。振込手続きが紙媒体のみで不便。直接取引の時間が短い。融資利用で決算報告を求められる。

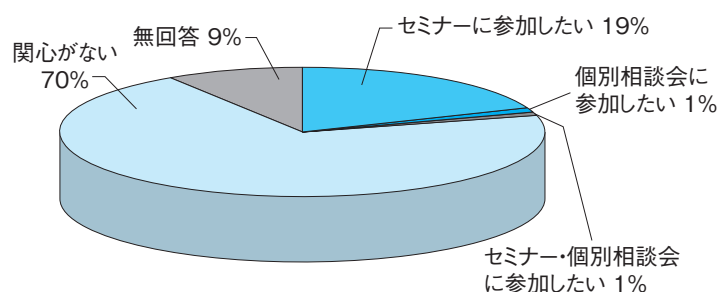
融資で保険金を指定する必要がある。定期預金の自動継続時に新証書を発行して郵送して欲しい。インターネットの時代に電話でのやり取りは意味不明。

利用者満足度アンケート実施結果について

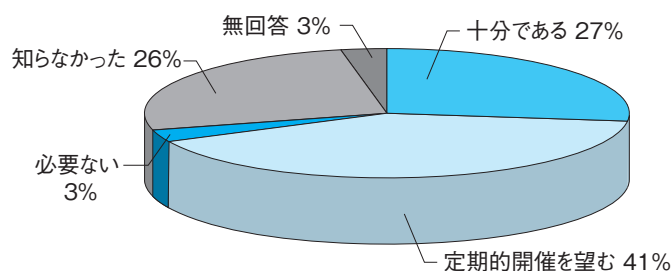
(5) 職員の対応はいかがですか

(6) 現在、関心を持っておられることは何ですか
(複数回答可)

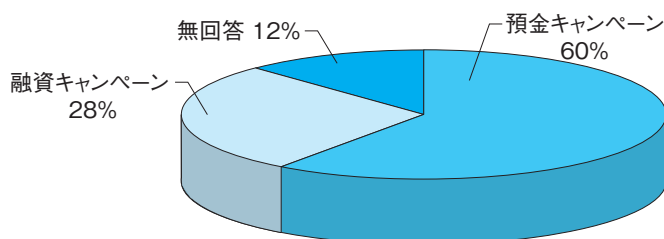
(7) 相続セミナーについてどう思われますか



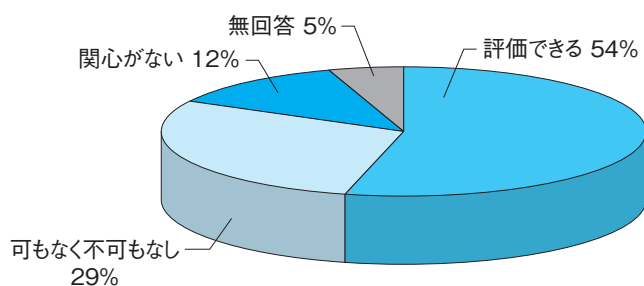
(8) キャンペーンについて、どう思われますか



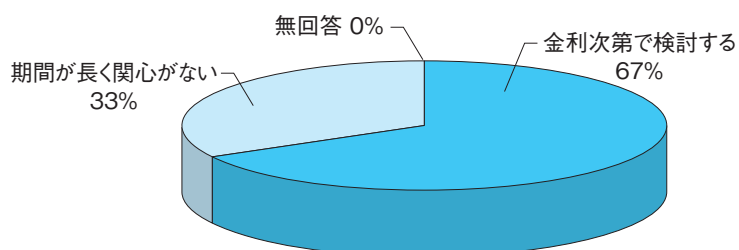
希望するキャンペーンは何ですか



(9) 当組合の預金金利についてどう思われますか

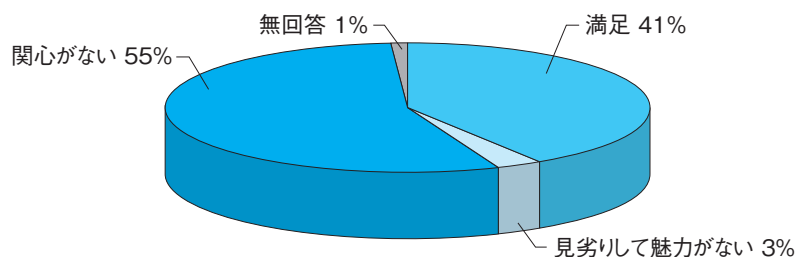


(10) 定期預金の預入期間4年・5年に関心はありますか

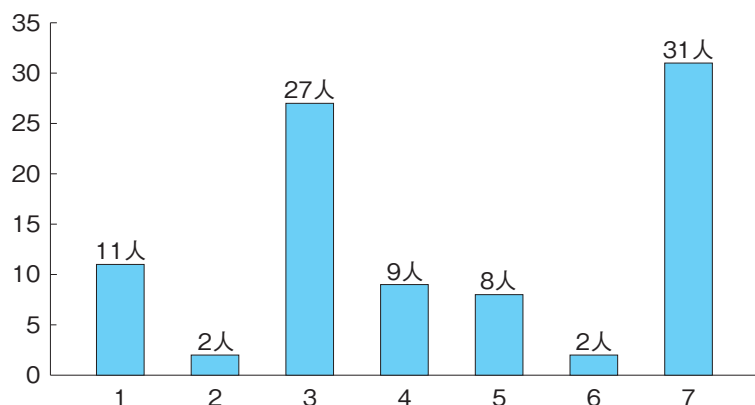


利用者満足度アンケート実施結果について

(11) 当組合の融資商品についてどう思われますか

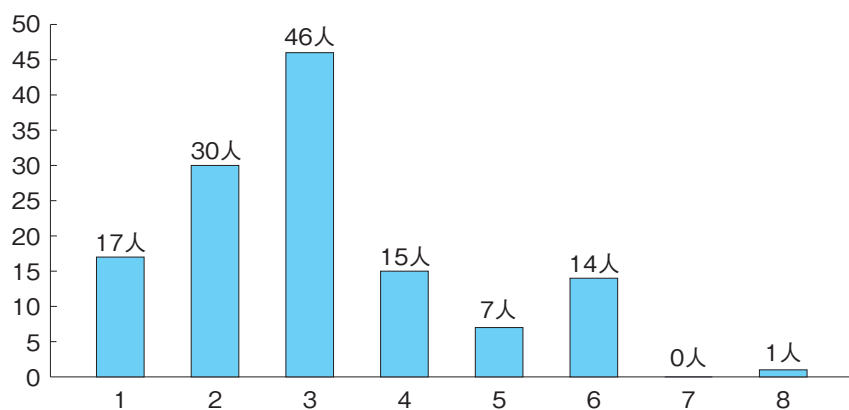


(12) 融資を利用されるとしたら資金使途は何ですか(複数回答可)



1. 運転資金
2. 賞与資金
3. 設備資金
4. 住宅資金
5. 教育資金
6. その他(車両購入・開業)
7. 無回答

(13) 当組合へどんなことを期待しますか(複数回答可)



1. 健全性
2. 存続性
3. 預金条件
4. 融資条件
5. 相談しやすい態勢
6. スピーディーな対応
7. その他
8. 無回答

(14) ご意見・ご要望

- * 融資で翌月からの有利な金利ではなく、不利な金利で契約を強いられたことがあり、正直な営業と対応をして欲しい。
- * 融資を利用したが、結局、他の金融機関の方の条件が良く切り換えたことがある。
- * 振替預金制度は良い、預金が増えるのは嬉しいです。
- * 図書カードが嬉しいです。
- * 15時までの取引のため通常利用することが難しい。
- * 現状で良いと思います。
- * インターネットが利用できるといいなと思います。
- * よくわからない銀行です。
- * 出資限度額を上げて頂きたいです。
- * いつもお世話になり、ありがとうございます。
- * いつもスピーディーな対応をしていただきありがとうございます。
- * 余裕が出来ましたら、定期預金を検討したいと思います。

遺言信託・遺産整理

岐阜県医師信用組合は、平成30年4月より、三井住友信託銀行の代理店として「遺言信託」および「遺産整理業務」について、三井住友信託銀行への取り次ぎを開始いたしました。

「遺言信託」および「遺産整理業務」に関するご相談、お問い合わせについては、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

遺言信託	大切な方に、大切なご資産を遺すには遺言が最適です。 三井住友信託銀行では、長年に亘り培った財産管理に関する総合的な経験とノウハウに基づき、遺言書の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、遺言執行者としての遺産配分まで確実に実現してまいります。
遺産整理業務 相続手続 トータルサービス <まかせて安心>	決められた期間内に相談手続を終了させ、税務申告までを行うのは多くの労力を要します。 三井住友信託銀行では、お手続きに不慣れな方、ご多忙で時間的余裕がない方に代わり、「相続財産の調査・収集」、「遺産分割協議書に関するアドバイス」、「預貯金・有価証券の換金・名義変更」、「不動産の名義変更」まで親身にサポートいたします。

●ご留意事項

当組合は、三井住友信託銀行の代理店として媒介（商品のご紹介と情報のお取り次ぎ）を行います。お客さまと三井住友信託銀行が契約の当事者となります。

【問い合わせ先】

岐阜県医師信用組合 総務部

0120-74-1118（フリーダイヤル）

058-274-1118（TEL）

058-274-9057（FAX）

営業時間：月曜日～金曜日（祝日等の信用組合休業日を除く）

午前9時～午後5時

E-mail: gifuisin@ccom.or.jp



索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ

【概況・組織】

1. 事業の方針	2
2. 事業の組織	3
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	3
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	3
5. 自動機器設置状況	該当なし
6. 地区一覧	3
7. 組合員数	3
8. 子会社の状況	該当なし

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容	29
10. 信用組合の代理業者	取扱いなし

【業務に関する事項】

11. 事業の概況	2
12. 経常収益	11
13. 業務純益等	9
14. 経常利益（損失）	11
15. 当期純利益（損失）	11
16. 出資総額、出資総口数	11
17. 純資産額	11
18. 総資産額	11
19. 預金積金残高	11
20. 貸出金残高	11
21. 有価証券残高	11
22. 単体自己資本比率	11
23. 出資配当金	11
24. 職員数	11

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率	9
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	9
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	11
28. 受取利息、支払利息の増減	9
29. 役務取引の状況	9
30. その他の業務収益の内訳	13
31. 経費の内訳	9
32. 総資産経常利益率	11
33. 総資産当期純利益率	11

【預金に関する指標】

34. 預金種目別平均残高	14
35. 預金者別預金残高	14
36. 職員1人当り預金残高	13
37. 定期預金種類別残高	14

【貸出金等に関する指標】

38. 貸出金種類別平均残高	14
39. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	14
40. 貸出金金利区分別残高	15
41. 貸出金使途別残高	15
42. 貸出金業種別残高・構成比	15
43. 預貸率（期末・期中平均）	13
44. 消費者ローン・住宅ローン残高	15
45. 代理貸付残高の内訳	29
46. 職員1人当り貸出金残高	13

【有価証券に関する指標】

47. 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
48. 有価証券の種類別平均残高	14
49. 有価証券種類別残存期間別残高	14
50. 預証率（期末・期中平均）	13

【経営管理体制に関する事項】

51. 法令遵守の体制	17
52. リスク管理体制	19、20
53. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21、22、23、24、25、26、27、28

【財産の状況】

54. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書	5、6、7、8、9
55. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	16

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	
56. 自己資本充実の状況（自己資本比率明細）	10
57. 有価証券、金銭の信託等の評価	12、13
58. 外貨建資産残高	該当なし
59. オフバランス取引の状況	該当なし
60. 先物取引の時価情報	該当なし
61. オプション取引の時価情報	該当なし
62. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	15
63. 貸出金償却の額	15
64. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	29
65. 会計監査人による監査	29

【その他の業務】

66. 内国為替取扱実績	29
67. 外国為替取扱実績	該当なし
68. 公共債密取引の実績	該当なし
69. 公共債密取引の受領額	該当なし
70. 手数料一覧	29

【その他】

71. 当組合の考え方	2
72. 沿革・歩み	3
73. 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし
74. 総代会について	4
75. 報酬体系について	17
76. 利用者満足度アンケート実施結果について	31、32、33

【地域貢献に関する事項】

77. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）	30
78. 地域密着型金融の取組み状況	30
79. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	30
80. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	30



